

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会  
(千葉県担当部会)**

**平成28年2月19日答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正を不要としたもの 1件**

**國民年金關係 1件**

厚生局受付番号：関東信越（千葉）（受）第 1500331 号

厚生局事案番号：関東信越（千葉）（国）第 1500052 号

## 第1 結論

昭和 41 年 9 月から昭和 43 年 1 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生年月日：昭和 15 年生

住 所：

### 2 請求内容の要旨

請求期間：昭和 41 年 9 月から昭和 43 年 1 月まで

請求期間が未加入期間となっているが、年金記録に未加入期間があったとは思えない。証明できるものは見当たらないが、請求期間は国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたと思うので、年金記録の訂正をお願いします。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間が未加入期間となっているが、年金記録に未加入期間があったとは思えないと主張している。

しかしながら、請求者に係る国民年金被保険者台帳及びオンライン記録によると、請求者は昭和 41 年 9 月 20 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、昭和 43 年 2 月 6 日に国民年金の任意加入被保険者資格を取得するまでは、国民年金に加入しておらず、請求期間は国民年金の未加入期間となっていることが確認できるところ、請求者が所持している国民年金手帳においても請求期間に国民年金に加入していたことは確認できない上、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索を行ったが、請求者が所持している国民年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号とは別の番号が払い出された形跡はうかがえないことから、請求者が請求期間に国民年金に加入していたとは考え難い。

また、請求者は、昭和 41 年 9 月 20 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後の国民年金の再加入手続及び請求期間の国民年金保険料の納付について具体的に記憶していない。

さらに、請求者が所持している国民年金手帳の昭和 42 年度国民年金印紙検認記録のページの昭和 43 年 2 月及び同年 3 月の欄には国民年金保険料の納付を示す昭和 43 年 2 月 6 日付けの検認印が確認できるが、昭和 42 年 4 月から昭和 43 年 1 月までの欄には検認印が確認できない。

加えて、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付され

ていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。